

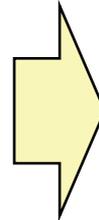
全国健康保険協会の改革の実施状況について

事業仕分けを踏まえた改革案

改革案への対応状況

1. ヒト(組織のスリム化)

- ① 現行業務分は5年間に10%以上削減
- ② 理事(国家公務員OB)は次回改選時に公募



1-① 対応済

計画どおり実施中。26年度までに現行業務分で10%の削減を目指す。

1-② 対応済

本年7月に公募を実施し、選考結果に基づいて23年10月に理事を改めて任命。

2. モノ(余剰資産などの売却)

[不動産は所有していない。]

3. カネ(財政支出の削減)

- ①23年度(21年度対比)
削減額▲320億円+α(医療費ベース)

- ②「事務経費削減計画」を策定



3-① 対応済

平成22年度 対応済中の削減額▲333億円(推計)

- ・レセプト点検を資格・内容・外傷について行い、22年度において246億円の効果額を得ている。23年度も引き続き実施中。
- ・21年度に実施したジェネリック医療品の使用促進による医療費の軽減効果額を推計すると年間約70億円となり、さらに22年度においては21年度の効果額とは別に年間17億円の効果があった。23年度も引き続き使用促進を図る予定。

3-② 対応済

22年8月に策定した事務経費削減計画に基づき、22年度予算対比で、23年度は約29億円を削減した。

4. 事務・事業の改革

①日本年金機構との連携強化

②お客様の声の集約・改善 (コールセンター機能の他支部への展開)

③業務改革会議の実施

④レセプト点検の効果的な推進



4-① 対応済

日本年金機構、厚労省との連絡調整会議の場を活用し、事業の円滑化を図っている。その結果、保険証を原則として2日以内に入会者に送付。

4-② 対応済

東京支部に続き、23年度は大阪支部において実施。今後、さらに他支部への拡大を検討。

4-③ 対応済

各支部において効率的な業務方法や業務改革・改善を提案し、検討する場として、「業務改革会議」を開催。22年度は「任意継続被保険者・高額療養費のサービス向上」の具体策をまとめた。23年度は「窓口サービス向上」などをテーマに議論しており、具体策をとりまとめる予定。

4-④ 対応済

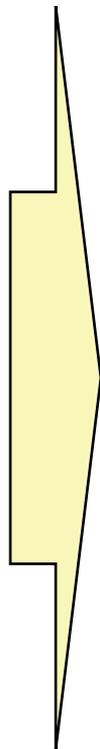
レセプト点検の効果的な推進を図るため、下記の業務を実施。

○レセプト点検効果向上化計画

自動点検システムによる疑義レセプトの抽出の効率化と、内容点検における各支部の課題を分析し、レセプト点検の環境の改善を図っている。

⑤保健事業の効果的な推進

⑥職員体制の見直し (業務・システムのあり方の検討等)



○支払基金と連携してレセプトの資格確認の迅速化
支払基金と連携し、請求前のレセプトの資格情報をオンライン
であらかじめ入手し、迅速な資格確認を行っている。
(平成23年10月より)

○レセプト点検業務の外部委託
レセプト点検業務の一部を外部委託とし、レセプト内容点検の
拡充を図るとともに、レセプト点検員のスキルアップを図る。
(平成24年1月より)

<参考>

平成22年度 レセプト点検効果額 約246億円
(対前年比 17億円増)

4-⑤ 対応済

事業所訪問による健診等の受診勧奨、健診実施機関の増
加、受診手続きの簡素化、特定健診とがん検診を同時に受
診できるよう市町村との間での健診機関情報の共有、ITを活
用した保健指導の拡大などの取組みを行っている。

4-⑥ 対応済

22年8月より業務・システム刷新調査を実施。23年度は「業
務・システム刷新計画書」の策定を行っている。

全国健康保険協会の概要

《基礎データ》

【23年度】

【(参考)22年度】

役員	9名	うち国家公務員出身者	2名	3名
		うち現役出向者	1名	1名
職員	2,142名 (このほか非常勤職員2,707人)	うち国家公務員出身者	0名	0名
		うち現役出向者	7名	6名
予算	(健康保険勘定) 8兆9,589億円 (船員保険勘定) 478億円	うち国からの財政支出(※)	(給付・拠出金等に対する定率補助) 1兆2,283億円 (健診・事務経費) 126億円	(給付・拠出金等に対する定率補助) 1兆1,608億円 (健診・事務経費) 154億円

(*) 役職員数は23年10月1日現在(うち国家公務員出身者(旧社保庁から移行した1800名を除いた数)・現役出向者は各年度の10月1日現在)。

(*) 国からの財政支出は各年度の数値。

※ 国からの財政支出は、健康保険勘定分を掲載。なお、船員保険勘定分(23年度)は、法定給付等28億円、事務経費等3億円。

《主な事務・事業》

事務・事業(※1)	予算(23年度)	うち国からの財政支出
保険給付(医療費・手当等)・他制度拠出等	8兆4,387億円	(※2) 1兆2,283億円
健診等の保健事業	913億円	25億円
その他(被保険者証発行、レセプト審査等)	152億円	
被保険者証発行等	88億円	
レセプト審査	43億円	
広報、ジェネリック医薬品使用促進等	22億円	0円
一般管理事務	268億円	101億円
うち健診等の保健事業	(※3) 17億円	(※4) 6億円

※1 健康保険勘定について記載

※2 構造的に財政基盤が弱いことに着目した制度的な定率補助

※3 一般管理事務のうち、人件費及びシステム経費分。人件費は、職員数で按分した額。

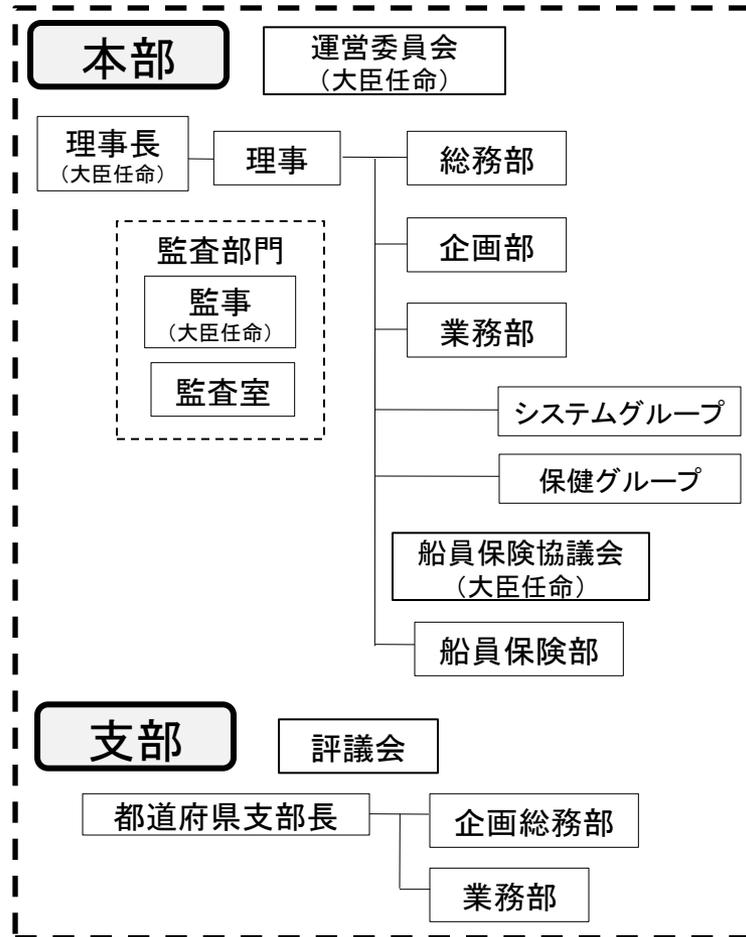
※4 保健事業分として交付されたものではないため、一般管理事務への国からの支出割合を乗じたもの。

《組織体制》

(法人に占める
管理部門の割合)

		(全体)	26.1%
本部	4部1室15グループ(120人)	うち管理部門3部1室8グループ(68人)	56.7%
地方	47支部(2,022人)	うち管理部門(491人)	24.3%

※企画部門は管理部門として整理。



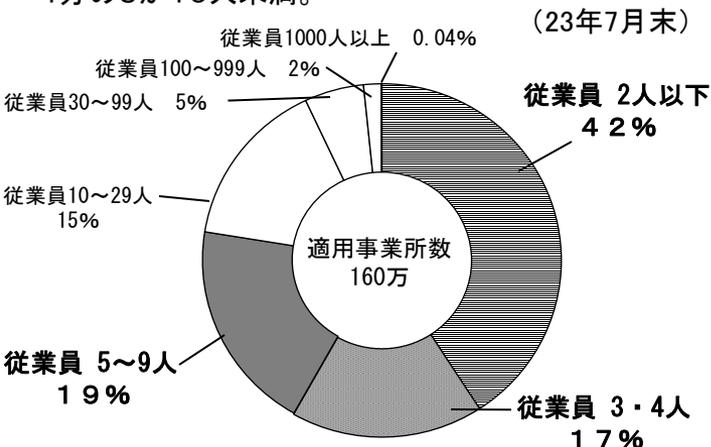
協会けんぽの事業

(数値は、平成22年度実績)

- 被用者のための医療保険の最後の拠り所(健康保険組合を設立できない中小企業等のための健康保険制度)を運営。
- 健康保険法に定める医療給付や現金給付、高齢者医療確保法に基づく特定健診・保健指導(いわゆるメタボ健診)を実施。
- 我が国最大の医療保険者として保険者機能を発揮していくため、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検、医療費分析等を実施。今後、更に取組みを強化していく。

事業所の状況

○ 全国160万の事業所が加入。約6割が5人未満、4分の3が10人未満。



加入者の状況

○ 全国3500万人が加入。他の被用者保険に比べ賃金水準が低い。

被保険者1人当たり標準報酬総額 (21年度)

協会けんぽ	健保組合	共済組合
374万円	530万円	666万円

法定事業

医療給付

・医療を受けた際、医療費の原則7割給付
【給付額: 4.1兆円】

現金給付

(傷病手当金・出産手当金)
【支給件数: 104万件、給付額: 2125億円】
(出産育児一時金)
【支給件数: 41万件、給付額: 1737億円】
(高額療養費)
【支給件数: 77万件、給付額: 537億円】
(埋葬料)
【支給件数: 4.4万件、給付額: 22億円】

メタボ健診・保健指導

・生活習慣病予防のための健診・保健指導を実施(保険者の法定義務)

健診等の実施状況(22年度)

(健診受診者等の人数、対象者に占める割合)

		健診	特定保健指導
被保険者	生活習慣病予防健診	4,567,350人 (40.9%)	61,443人 (6.2%)
	事業者健診結果取得	131,024人 (1.2%)	
被扶養者	特定健診	536,665人 (13.1%)	810人 (1.6%)
	合計	5,235,039人 (34.3%)	62,253人 (6.0%)

その他

ジェネリック医薬品の使用促進

・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の窓口負担の軽減額のお知らせ
【通知件数: 約145万通(21年度)
約55万通(22年度)】
・希望シールの送付
【配布枚数: 350万枚】(22年度までの累計)

レセプト点検

・医療機関等から誤った請求がなされていないか保険者として点検・確認
【審査効果額 246億円】

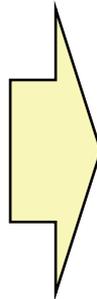
(財)児童育成協会の改革の実施状況について

事業仕分けを踏まえた改革案

改革案への対応状況

1. ヒト(組織のスリム化)

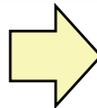
- ①職員4人削減(146名→142名)(平成23年度)
- ②国家公務員OB役員1人は次期改選時に見直し(平成24年度)
- ③国家公務員OB職員は退職後に公募を実施



- 1-① 対応済
 - ・平成23年10月1日現在職員数は141人(対前年度5人減)
- 1-② 対応予定
 - ・平成23年度中に次期役員を決定する予定
- 1-③ 対応予定
 - ・平成22年9月に法人あてに対応要請済み

2. モノ(余剰資産などの売却)

-



-

3. カネ(財政支出の削減)

- ①平成23年度予算概算要求額から▲25%減(▲140百万円)
- ②平成24年度以降についても、更なる縮減方策を検討



- 3-① 対応済
 - ・行政刷新会議による事業仕分けの結果も踏まえ、平成23年度予算編成において、要求額を5.6億円から4.2億円に25%圧縮。
- 3-② 対応済
 - ・平成24年度概算要求で対前年度140万円削減。

4. 事務・事業の改革

①「こどもの城」の運営のあり方等の検討
(平成23年度)

②業務の効率化・経費削減努力



4-① 新システムの施行に向けて対応予定「子ども・子育て新システム」については、引き続き制度設計の検討過程にあることから、議論の方向性を踏まえながら、「こどもの城」の運営のあり方等についての結論を得ることとする。

4-② 対応済

- ・ 「こどもの城」建物管理業務に係る契約について、平成23年度より競争入札方式を導入し、経費の削減を図った。
- ・ 「こどもの城」に設置していた専用のパソコンルームについて、昨今のニーズの変化や利用実態を踏まえて、平成23年度より閉鎖し、経費の削減を図った。
- ・ 平成23年度の法人内部組織の整理・統合の際に、こどもの城全体の経営企画に専従する部門(経営情報企画部)や、複数ある事業部を統轄する部門(事業企画部)を設けており、この体制の下、施設のより一層の効率的な運営に努めていく。

法人の概要

《基礎データ》

【23年度】 【(参考)22年度】

役員	常勤 1名 非常勤 8名	うち 国家公務員出身者	非常勤1名	非常勤1名
職員	135名 (この他 非常勤職員6名)	うち 国家公務員出身者	常勤2名	常勤2名
予算	25.2億円	うち 国からの財政支出	4.2億円	5.6億円

* 役職員数は平成23年10月1日現在、うち国家公務員出身者については各年度の4月1日現在。予算については各年度の数値。

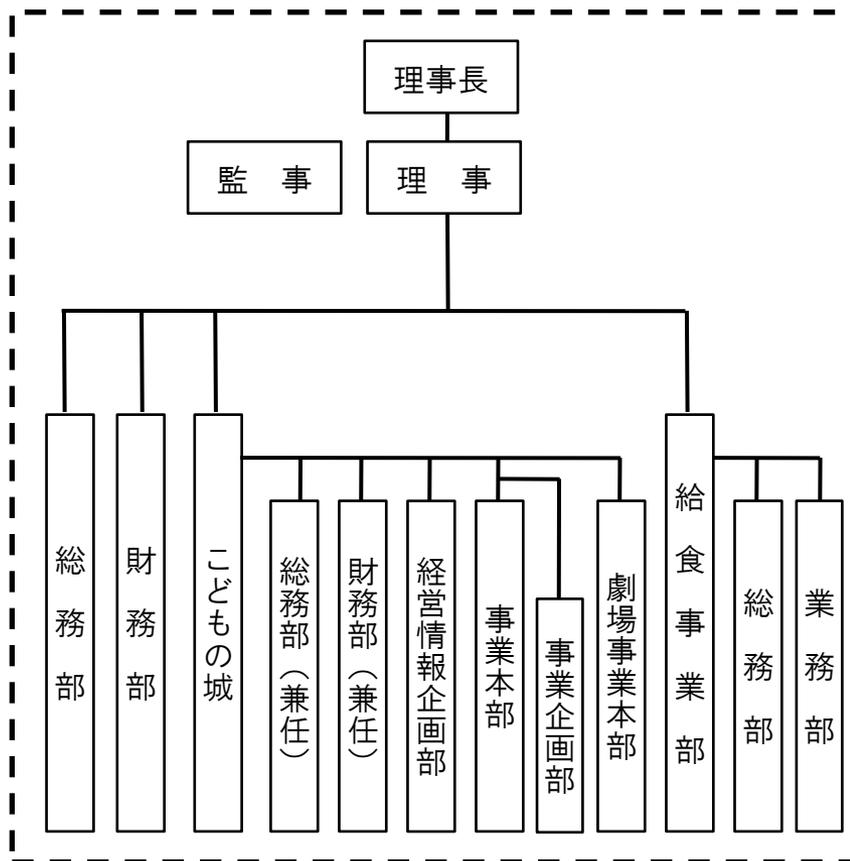
《主な事務・事業》

事務・事業	23年度予算	うち国からの 財政支出
こどもの城(委託事業)	13.2億円	—
児童館巡回支援活動等事業(補助事業)	4.2億円	4.2億円
給食事業	8.1億円	—

《組織体制》

(法人に占める
管理部門の割合)

本部	7部(141人)	うち管理部門 2部(13人)	9.2%
支部	—	—	—



(社)日本水道協会の改革の実施状況について

事業仕分けを踏まえた改革案

改革案への対応状況

1. ヒト(組織のスリム化)

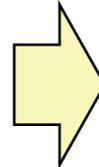
- ① 機動的に意思決定できる枠組みの構築
など組織改革を検討



公益社団法人化(平成25年度を予定)に伴い、役員を94名から16名に削減することとし、本年10月の総会で公益法人化を前提とした新定款を議決。

2. モノ(余剰資産などの売却)

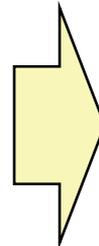
該当なし



—

3. カネ(財政支出の削減)

該当なし



—

4. 事務・事業の改革

①情報開示を徹底(平成23年度)

より効率的な事業の実施及び事業内容の透明性を高めるため、収支状況を明らかにするなど情報開示を徹底。

②水道技術管理者資格取得講習の見直し検討

水道技術管理者資格取得講習会については、海外の水道ビジネスへの参入に役立つような講習会についても企画検討。

③水道事業の広域化を推進

水道の安全保障の議論を背景に、平成21年9月に「プロジェクト推進室」を設置し、水道事業者と企業との連携支援など、広域化及び公民連携の推進を図る。また、広域化コーディネーターとしての役割を發揮するとともに、全国の市町村への働きかけを心掛ける。

4-①対応予定(平成23年度)

総会で承認された決算に基づき、水道技術管理者資格取得講習会やJIS製品認証事業、並びに協会独自で実施している水道用資機材の検査事業などに関する収支状況を年度内に公開すべく準備中。

4-②対応予定(平成23年度)

災害時応援等の多様な公益事業のために留保すべき財源を考慮しつつ、公共財である水道施設の適切な維持管理と安全で安定した給水の継続的実現に不可欠な講習の効率的な実施を図るべく検討を進めており、平成24年度には、配布資料の見直しによる受講料の引き下げ方針を決定。

なお、国による海外ビジネス参入向け資格が創設された場合に備え、4-④の活動にあわせ各国の水道事業に関する情報を収集中。

4-③対応済(平成21年度より)

広域化先進事例調査を実施するとともに、この結果を活用し、広域化検討事例においてアドバイザーとして推進の立場から助言を行う等の活動をしている。また、広域化を促進するためには、業務の担い手たる民間企業のノウハウを活用する必要があることから、国の主催する「官民連携推進協議会」の事務局として関与し、水道事業者と企業とのパートナーシップ構築に努めている。

4. 事務・事業の改革

④水道事業の海外展開を支援

水道事業の海外展開を促進するため、プロパー職員の育成体制を強化するとともに、本会内に設置している「プロジェクト推進室」と「水道事業国際貢献推進室」による水道事業者と企業との連携支援や、アジア諸国への水道産業展開の支援を充実させつつ、海外で通用する技術者の育成研修などを検討。

⑤水関連団体との連携を強化

現在実施している連携活動をさらに充実。

⑥民間法人の参入を促進

水道の安全性・安定性・継続性を支える資機材の検査について、他法人等の参入を促す目的から、水道資機材の検査機関が具備すべき事項の規格化や公開の検討

4-④対応済(平成20年度より)

平成20年度に「水道事業国際貢献推進室」を設置し、インド・ベトナム・カンボジア等の政府・水道事業者・水道協会に本邦水道関係企業を紹介するとともに、4-⑤の国際会議開催等の機会を捉えて、積極的な活動を展開している。

4-⑤対応済

本会が関与する国際会議等において、他の水道関係団体並びに下水道・水環境関係の団体と連携を強化している。平成23年度は、本会が事務局を努める国際水協会日本国内委員会として、上水道のみならず下水道、水環境関係の団体に働きかけて誘致した「第4回国際水協会アジア太平洋地域会議」が東京にて開催され、当該会議では過去最大の参加者1,300名を集めた。

4-⑥対応予定

水道資機材の検査機関が具備すべき事項の規格化や公開を27年度を目標に実施予定。

法人概要

《基礎データ》

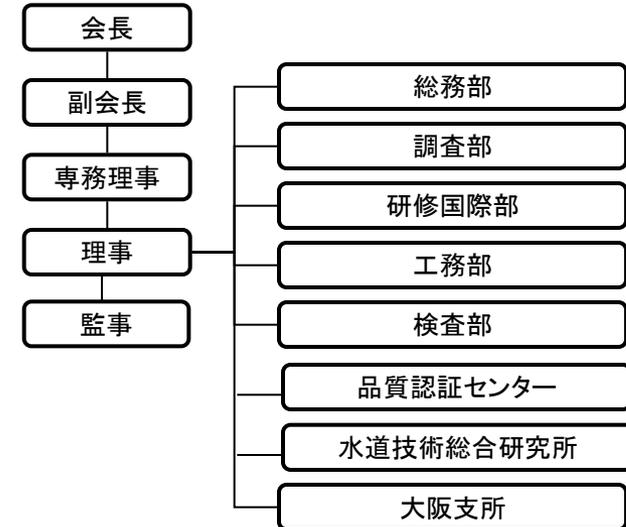
【23年度】

【(参考)22年度】

役員	常勤1人 (非常勤93人)	うち 国家公務員 出身者	常勤0人 (非常勤0人)	常勤0人 (非常勤0人)
職員	208人	うち 国家公務員 出身者	常勤1人 (非常勤0人)	常勤1人 (非常勤0人)
予算	28.5億円	うち 国からの 財政支出	(23年10月現在) 0.07億円 公募型の受託事業として うち、厚労省 0.00億円 独法 0.07億円	0.22億円 公募型の受託事業としてうち、 厚労省 0.15億円 独法 0.07億円

《組織体制》

本部	5部 1支所 1研究所 1センター (208人)	うち管理部門 1部(14人)	6%
地方	—	—	—



* 役職員数は平成23年10月1日現在、予算額は平成23年度の数値、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の10月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

《主な事務・事業》

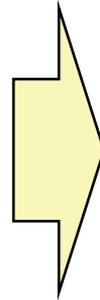
事務・事業	予算	うち国からの財政支出
受託事業(水道事業運営・水道技術に関する調査等) ※ 公募のため、受託できない場合がある。	(23年10月現在の見込受託額) 0.50億	(23年10月現在の見込受託額) 0.15億
水道事業体職員等の研修事業	3.2億	0億
水道用資機材の検査事業、給水装置等の品質認証事業	17.5億	0億
水道技術管理者資格取得講習(登録事業)(再掲)	1.0億	0億
JIS認証事業(登録事業)(再掲)	0.3億	0億

(財)介護労働安定センター／事務事業の改革の実施状況について

事業仕分けを踏まえた改革案

1. ヒト(組織のスリム化)

- ① 本部職員3名削減(平成23年度)
- ② 支部職員47名順次削減
(介護職員基礎研修撤退に伴う(25年度目途))
※国家公務員OB関連
- ③ 理事長・監事は公募、22年度中に
役員全員民間化
- ④ 23年度OB数は半数以下に削減、
24年度は23年度よりさらに半減

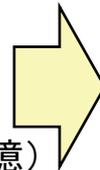


改革案への対応状況

- 1-① 対応済(3名削減)(19人 → 16人)
- 1-② 25年度目途
- 1-③ 対応済(公募を実施し平成22年7月より役員
全員民間化)
- 1-④ 対応済(OB数: H22年度52名
→H23年度22名)
H24年度はH23年度より半減する予定

2. モノ(余剰資産などの売却)

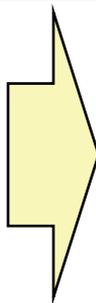
- ① 平成21年度2月～22年度6月にかけて
本部・支部の移転を実施
(【賃借料等】(移転前)4.0億 → (移転後)1.5億)



- 2-① 対応済(平成21年度2月～22年度6月にかけて
本部・支部の移転を実施し)
(移転前賃借料等4.0億 → 移転後1.5億)

3. カネ(財政支出の削減)

<21年度> 30.5億円
<22年度> 23.8億円 ▲6.7億円
→ <23年度> 20.7億円 ▲3.1億円



<21年度> 30.5億円
<22年度> 23.8億円 ▲6.7億円
→ <23年度> 18.0億円 ▲5.8億円
<24年度> 18.0億円 ▲0.0億円

改革効果
<2.7億円>

平成22年度(▲6.7億円)

- ・ 管理費の削減(▲3.1億円)(本部職員23人→19人)
- ・ 一部事業(介護職員基礎研修の実施回数削減、介護労働者需給サービス事業の廃止等)の見直し(▲3.6億円)

平成23年度(▲5.8億円)

- ・ 介護雇用管理制度等導入奨励金の廃止 ▲2.2億円
- ・ 介護能力開発アドバイザーの活動の見直し ▲0.4億円
- ・ 管理費の削減 ▲2.9億円(本部職員19人→16人)
- ・ その他 ▲0.3億円

平成24年度 ▲0.0億円

- ・ 介護職員基礎研修について3地域(北海道、大阪、長崎)から撤退
ケアワーカー健康診断助成の実績見合いに削減
雇用管理改善事例集の改修費の削減(▲0.6億円)
- ・ 介護福祉士の受験資格の見直しにより平成24年度より開始される実務者研修の実施
雇用管理に関する相談援助を行った事業所のうち、特に継続的な支援の必要性が認められる事業者を対象とした定期的なフォローの実施(0.6億円増)
- ・ その他管理費等の見直し(▲0.1億円)により、

前年度比783千円の削減。

4. 事務・事業の改革

【雇用安定事業】

(1) 業務の集中化による相談援助業務の効果的・効率的実施

- ① 平成23年度以降、介護労働安定センターを助成金の支給機関としない。
- ② 介護事業所の雇用管理改善のための相談・援助を中心に効果的・効率的に業務を実施する。

(2) 成果を踏まえた業務運営

関係機関との連携強化、計画的事業所訪問の実施、実施状況の検証を通じて、介護事業所の雇用管理改善に今後ともさらなる成果を得るべく取り組みを進める。

(3) 情報提供・相談援助機能を強化するためのホームページを充実等

- ① 雇用管理改善の好事例集(約700)のリニューアル等に今年度より取り組み、実施状況を検証する。
- ② 雇用管理実態調査結果、個々の相談援助事例等を踏まえて、随時、政策提言を行う。

(1)－① 平成23年度以降は都道府県労働局で実施

(1)－② 課長内かん(H23.4.22付け職政発0422第2号、能能発第2号「介護人材確保の推進の徹底について」)において、新設事業所への訪問等、支援ニーズが高い事業所を中心に相談・援助を行うことにより、効果的・効率的に業務が行えるようにした。

(2) 課長内かん(H23.4.22付け職政発0422第2号、能能発第2号「介護人材確保の推進の徹底について」)において、事業所訪問結果報告票をリニューアルすること等により、計画的事業所訪問の実施等を通じた雇用管理改善のさらなる成果を得る取組が行えるようにした。

(3)－① 雇用管理改善の好事例集のリニューアルを行った。

(3)－② 雇用管理実態調査結果、個々の相談援助事例等を踏まえ介護分野における雇用管理改善のための政策提言を実施。

4. 事務・事業の改革

【能力開発事業】

介護職員基礎研修(500H)は、民間の参入体制の整った地域から25年度目途に順次撤退

【組織・運営体制】

(1) 組織体制の抜本的見直し

本部職員3名削減及び25年度を目途とする介護職員基礎研修撤退に伴う支部職員47名順次削減等組織体制の抜本的見直し

(2) OB縮小の具体的目標設定

23年度OB数は半数以下に削減、24年度は23年度よりさらに半減

(3) 自主財源の一層の確保(平成22年度～)

自主事業の更なる実施による自主財源の一層の確保を図る。

平成24年度より介護職員基礎研修について民間参入体制の整った3地域(北海道、大阪、長崎)からの撤退。

(1) 本部職員3名削減は対応済。支部職員47名は25年度目途に順次削減。

(2) 対応済(OB数: H22年度52名→H23年度22名)
H24年度はH23年度より更に半減する予定

(3) 介護労働に関する情報提供としての書籍等の販売や在職者のレベルアップのための講習をはじめとする自主財源の一層の確保に向けた取組みを実施。

法人概要

《基礎データ》

【23年度】 【(参考)22年度】

役員	常勤1人 非常勤12人	うち 国家公務員出身者	常勤0人 非常勤0人	常勤1人 非常勤2人
職員	271人 (このほか 非常勤職員6人)	うち 国家公務員出身者	常勤22人 非常勤0人	常勤52人 非常勤0人
予算	25億円	うち 国からの財政支出	18億円	24億円

* 職員271人の内訳は正規職員83人（うち0B17人）、非正規職員188人（うち0B5人）となっている。

* 役職員数は平成23年10月1日現在、予算額は平成23年度の数値、うち国家公務員出身者・現役出向者についてはそれぞれの年度の10月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

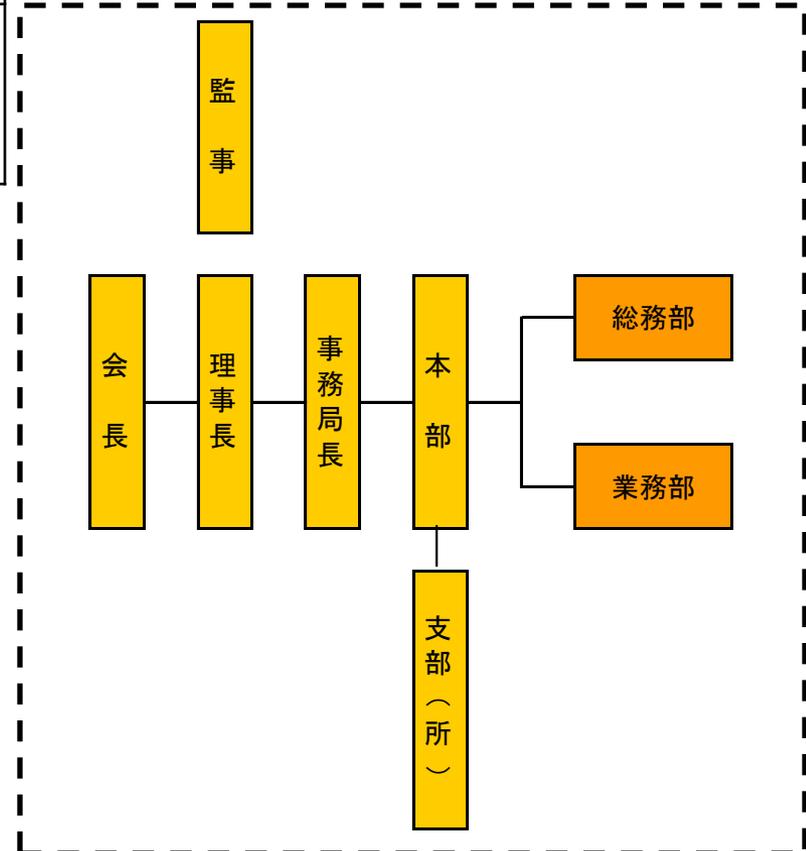
《主な事務・事業》

事務・事業	23予算	うち国からの 財政支出
雇用安定事業	6.8億円	6.8億円
能力開発事業	11.2億円	11.2億円
自主事業	7.2億円	0

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

		(全体)	10%
本部	2部4課 (28人)	うち管理部門 1部2課(14人)	50%
支部	47支部(所) (249人)	うち管理部門 14人	6%



職業紹介事業の改革の実施状況について

事業仕分けを踏まえた改革案

改革案への対応状況

1. ヒト(組織のスリム化)

① 相談員を2,105人削減(平成23年度)

1-① 一部対応(平成23年度)

- ・平成23年度予算の当初要求において、平成22年度当初予算ベースと比較して2,105人の削減を達成。
- ・その後、新卒者の就職環境の悪化等に対応するため、閣議決定等に基づき、平成22年度の予備費及び補正予算により各種相談員の増員を実施。
- ・これに伴い、平成23年度予算の改要求を行った結果、平成23年度当初予算ベースでは15,065人となり、平成22年度当初予算ベースと比較すると1,381人の増となった。

2. モノ(余剰資産などの売却)

3. カネ(財政支出の削減)

① ▲48.7億円(平成23年度)

3-① 一部対応(平成23年度)

- ・平成23年度予算の当初要求において、平成22年度当初予算と比較して48.7億円の削減を達成。
- ・その後、新卒者の就職環境の悪化等に対応するため、閣議決定等に基づき、平成22年度の予備費及び補正予算により各種相談員の増員等を実施。
- ・これに伴い、平成23年度予算の改要求を行った結果、平成23年度当初予算で1,252億円となり、平成22年度当初予算と比較すると104億円の増となった。

4. 事務・事業の改革

①ハローワークの庁舎外窓口施設の見直し

・パートバンク

→地元地方自治体等と調整の上、30カ所程度、廃止見込み(23年度)

・キャリア交流プラザ及び人材銀行

→内閣府の官民競争入札等監理委員会における議論も踏まえて対応(23年度)

→7カ所のキャリア交流プラザを廃止(23年度)

②雇用失業情勢等の変化に応じた施策の見直し

・情報サービス産業分野の求人・求職のマッチングを促進するためのセミナーの廃止

・求人開拓事業の効率化

③基金訓練修了者に対する担当者制による就職支援の試行実施

→22年5月から基金訓練修了者に対するマンツーマン方式による就職支援を試行的に実施し、23年度以降、順次拡大。

④民間委託の拡大による効率的な業務の推進

→求職者に対するセミナーは、民間委託割合(4割(21年度))を拡大。

→長期失業者の民間委託事業は、約1万人(22年度)を対象に実施。

4-① 対応済 (平成22・23年度)

・パートバンク

→34カ所を廃止(平成22年度末)。

さらに、26カ所を廃止予定(平成23年度末)。

・キャリア交流プラザ及び人材銀行

→内閣府の官民競争入札等監理委員会における議論も踏まえて対応。

→7カ所のキャリア交流プラザを廃止(平成22年9月)。

4-② 対応済 (平成22・23年度)

→情報サービス産業分野の求人・求職のマッチングを促進するためのセミナーを廃止(平成22年度末)。

→求人開拓を担当する各種相談員を整理・統合(平成23年度当初予算で780人減)。

4-③ 対応済 (平成22・23年度)

→就職支援ナビゲーターを増員し(平成23年度当初予算で962人増)、就職支援体制を強化。

4-④ 対応済 (平成22年度)

→求職者に対するセミナーの民間委託割合を拡大。

(平成21年度42.4%→平成22年度46.7%(4.3%増))

→長期失業者の民間委託事業は、約1万人を対象に委託し、結果約6,500人に支援を行った。

4. 事務・事業の改革

⑤ハローワークサービスの改善の推進

(1) 窓口サービスの向上について

→業務改善コンクール、窓口での名刺手交、利用者アンケートの実施等を通じてサービス改善を推進。

(2) 待ち時間の短縮(混雑緩和)について

→相談員の増員などにより相談窓口を増やし、混雑緩和策に取り組んでいる。国民の皆さまからの声も、窓口の混雑状況の意見が多く、他部門からの応援を進め、引き続き、待ち時間短縮に取り組んでいく。

(3) 出口調査の実施について

→全国99カ所のハローワークにおいて出口調査を実施し、利用者が不満に感じていることを把握。その後の改善の方向性に資する。

4-⑤-(1) 対応済(平成22・23年度)

→業務改善コンクール、窓口での名刺手交、利用者アンケートの実施等を通じてサービス改革を推進。
→さらに、利用者に満足いただけるハローワークであり続けるため、「ハローワークサービス憲章」を策定(平成23年3月)。
→引き続き、窓口サービスの向上に努める。

4-⑤-(2) 対応済(平成22・23年度)

→相談員の増員により相談窓口を増やすなど、混雑緩和策に取り組んでいる。
→引き続き、待ち時間の実態把握に努め、その短縮に取り組んでいく。

4-⑤-(3) 対応済(平成22・23年度)

→全国99カ所のハローワークにおいて出口調査を実施(平成22年7月)。

※調査による満足度 83.8%

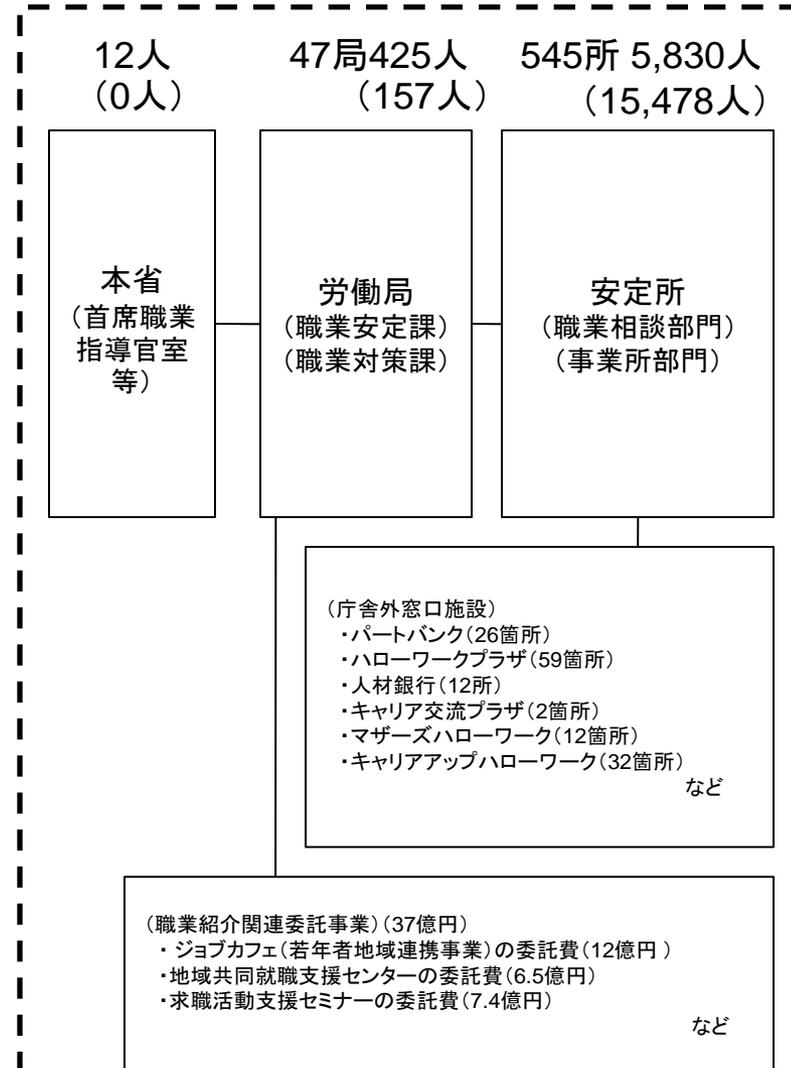
→利用者の不満・改善要望を取りまとめ、着実にサービスの改善につなげられるよう取り組みを進めている。

職業紹介業務概要

《基礎データ》

	常勤職員 (非常勤職員)		予算額(うち人件費) ※人件費には、職員及び非常勤を含む	
	23年度	22年度	23年度	22年度
本省	12人 (0人)	13人 (0人)	4.9億円 (1.3億円)	8.1億円 (1.4億円)
労働局	425人 (157人)	369人 (214人)	90.3億円 (42.2億円)	99.0億円 (39.2億円)
安定所	5,830人 (15,478人)	5,748人 (13,684人)	1,186.0億円 (945.6億円)	1,041.0億円 (844.4億円)

《組織図》



※ ()内は非常勤職員数
 ※ 数値はいずれも平成23年10月1日時点

注) 上記のうち、22年度については22年度当初予算ベース、23年度については23年度第1次補正後の予算ベースの値である。

《主な事務・事業(平成23年度(第1次補正後の予算ベース))》

事務・事業	人員	予算
職業紹介業務	6,267人 (非常勤15,635人)	1,245億円 (うち人件費989億円)
関連委託事業	—	37億円
システム関連	—	130億円

注)・上記予算額には、職業紹介業務に係る常勤職員・非常勤職員の人件費及び事業費を計上しており、ハローワーク庁舎の借料や光熱水料等の経費は計上していない。

・上記予算額のほか、職業紹介関係の事業主に対する助成金に係る経費として697億円がある。

非正規労働者対策事業（「中小企業雇用安定化奨励金」及び「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」）の改革の実施状況について

事業仕分けを踏まえた改革案

改革案への対応状況

1. ヒト（組織のスリム化）

① 支給申請窓口の一本化

- ・中小企業雇用安定化奨励金
（都道府県労働局）
- ・短時間労働者均衡待遇推進等助成金
（（財）21世紀職業財団）

↓
均衡待遇・正社員化推進奨励金
（都道府県労働局）



1-① 対応済（平成23年度）

- ・中小企業雇用安定化奨励金
（都道府県労働局）
- ・短時間労働者均衡待遇推進等助成金
（（財）21世紀職業財団）

↓
均衡待遇・正社員化推進奨励金
（都道府県労働局）

2. モノ（余剰資産などの売却）

—

3. カネ（財政支出の削減）

① 支給事務費の効率化

- ・削減見込額 ▲2.5億円
※平年度化した平成24年度以降の見込額を
平成22年度予算額と比較



3-① 平成24年度概算要求で対応予定

- ・改革案に沿って平成24年度概算要求で
2.5億円を削減

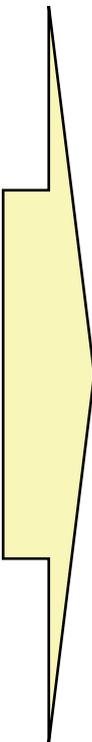
4. 事務・事業の改革

① 助成メニューの整理・合理化

- ・ 2奨励金10メニュー
⇒ 1奨励金5メニュー

② 目標設定

- ・ 助成金の効果を的確に把握できる目標設定を行う。



4-① 対応済（平成23年度）

- ・ 2奨励金10メニュー
⇒ 1奨励金5メニュー
 - ・ 「正社員転換制度」、「処遇制度」、「教育訓練制度」の助成メニューを統合
 - ・ 短時間労働者均衡待遇推進等助成金のうち「事業主団体向け助成金」を廃止
 - ・ 「教育訓練制度」については、利用促進のため支給要件を見直し

4-② 対応済（平成23年度）

- ・ 助成金の効果を的確に把握できる目標設定を行う。
⇒ 均衡待遇・正社員化推進奨励金の目標として平成23年度においては以下を設定
 - ・ 奨励金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上
 - ・ 奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合 85%以上

※ 有期労働契約に関する実態調査及びパートタイム労働者総合実態調査の結果や、有期労働契約及びパートタイム労働対策についての労働政策審議会での見直しの状況を踏まえ、適切な目標設定、効果的な奨励金制度の在り方等について更に検討を行う。

「中小企業雇用安定化奨励金」及び「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」の改革について

1. 改革方針

「均衡待遇・正社員化推進奨励金」として整理・統合する。

2. 助成メニューの整理・合理化

- ①「正社員転換制度」、「処遇制度」、「教育訓練制度」の助成メニューを統合
- ②短時間労働者均衡待遇推進等助成金のうち「事業主団体向け助成金」を廃止
- ③「教育訓練制度」については、支給要件を見直し

改革効果

2奨励金10メニュー



1奨励金5メニュー

利用促進のための支給要件の緩和

延べ30人以上に実施→延べ10人以上に実施(※)
1人当たり10時間→1人当たり6時間 等

※中小企業の場合

仕分け後

3. 支給申請窓口の一本化

- ・中小企業雇用安定化奨励金
→ 都道府県労働局
- ・短時間労働者均衡待遇推進等助成金
→ (財)21世紀職業財団

均衡待遇・正社員化
推進奨励金
→ 都道府県労働局

改革効果

事業主の利便性の向上

支給事務費の効率化

削減見込額 ▲2.5億円
※平年度化したH24年度以降の見込額
をH22年度予算額と比較

4. 目標設定

助成金の効果を的確に把握できる目標設定を行う。

調査等を活用し、明確で分かりやすい目標設定の検討

仕分け後

【参考】仕分け結果を踏まえた改革について

非正規労働者対策事業

(「中小企業雇用安定化奨励金」及び「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」)

主な指摘事項

改革案の更なる見直し内容

1. 助成金を整理・統合すると同時に、均衡処遇・教育訓練のための施策の利用度を上げることが必要

・「教育訓練制度」は有期・短時間労働者にとって重要であることから、現行制度では支給要件を満たすことが困難である小規模事業所の奨励金活用を促進するため、中小企業に対する支給要件を緩和

(支給要件の緩和)

延べ30人以上に実施→延べ10人以上に実施(※中小企業の場合)
1人当たり10時間 → 1人当たり6時間 等

・「正社員転換制度」について、事業主の取組を促進するため、短時間労働者についても転換10人目まで助成対象とすること及び有期契約労働者についても助成対象を大企業へ拡充

・「短時間正社員制度」について、母子家庭の母等の正社員化を促進するため加算措置の創設

2. 同一労働・同一賃金について、法整備を含めてさらに強力な施策をとらなければ奨励金も効果を十分に上げないのではないか。1700万人全体に対しての目標を設定することが不可欠

・新成長戦略に基づき、有期労働契約及びパートタイム労働対策につき労働政策審議会において各々検討が行われており、同審議会における議論を踏まえ、奨励金の内容等についても更に検討を行う。

労働者と企業とも調整して、目標設定(人数・年限)を明確にして計画が国民から見て分かりやすくする必要がある。

・有期労働契約に関する実態調査及びパートタイム労働者総合実態調査の結果等を踏まえ、適切な目標設定や効果的な奨励金制度の在り方について検討を行う。

整理・統合は理解できる。企業側とのコミュニケーションを図り、推進して欲しい。

・労働政策審議会や雇用保険二事業懇談会等における労使からの御指摘、御意見等を踏まえ、制度を推進する。

非正規労働対策事業（派遣労働者雇用安定化特別奨励金）の改革の実施状況について

事業仕分けを踏まえた改革案

1. ヒト（組織のスリム化）

2. モノ（余剰資産などの売却）

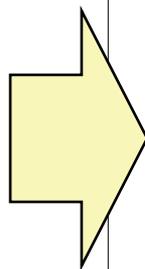
3. カネ（財政支出の削減）

4. 事務・事業の改革

①平成24年3月までの時限措置について期間の延長を検討

②派遣就業できなくなる約18万人の派遣労働者が直接雇用のパート・アルバイトに転換するだけにならないよう、その状況や奨励金の支給見込みを把握する。（法案成立後、平成23年4月に実施）

③派遣就業できなくなる派遣労働者の状況及び奨励金の支給見込み等を踏まえ、就業条件の改善につながっていない場合は、無期雇用における支給額及び奨励金対象者の見直しを図る。（平成23年度内に状況を分析し、平成24年度に実施）



改革案への対応状況

①平成28年3月まで期間を延長済み

②労働者派遣法改正案は、現在継続審議中である。法案成立後、速やかに状況を分析し、支給見込みを把握する。

③労働者派遣法改正案は、現在継続審議中である。法案成立後、1年間状況を分析し、その後支給要件の見直しを図る。

非正規労働対策事業（派遣労働者雇用安定化特別奨励金）の概要

派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に、派遣先事業主に対して、奨励金を支給

- ①期間の定めのない雇用の場合：中小企業 1人100万円 大企業 1人 50万円
- ②有期雇用の場合：中小企業 1人 50万円 大企業 1人 25万円

労働者派遣契約の終了前に派遣先への直接雇用を促進することにより、派遣労働者の雇用への影響を軽減し、雇用の安定に資することとする。（平成27年度までの時限措置）

派遣先において、雇用の需要があるにもかかわらず、直接雇用が困難なため、派遣可能期間を契機に派遣労働者の雇用が失われるおそれがあることから、派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合に特別奨励金を支給。



■支給実績（速報値）

支給事業所：15,978事業所

支給対象労働者：56,484人 支給金額：13,669,325万円
(平成21年8月～23年9月支給決定累計分)

統計調査の省内事業仕分け報告への対応状況について

統計調査の事業仕分け報告書

厚生労働統計調査の論点等

- 1 統計調査の実施に関する論点
 - (1) 統計調査間の調整について
 - (2) 統計調査の方法について
 - (ア) 現行の調査方法について
 - (イ) 行政記録情報の活用について
 - (ウ) オンライン調査の推進について
 - (3) 回収率の向上について
 - (4) 統計調査のPRについて
 - (5) 統計調査の費用対効果の検証について
 - (6) 統計調査の利活用度合
 - (ア) 政策のPDCAサイクルでの活用度合いに関する視点
 - (イ) 国民の利用度合いに関する視点
- 2 統計調査の結果提供について
 - (1) 公表(報告書)の提供の早期化について
 - (2) 厚生労働統計の活用について

提言

- 別会議で、個別統計調査に関する左記論点等を踏まえた具体的、技術的、専門的な検討を行うべき。
一般統計調査について、重点的に検討すること。
- 別会議は、各調査について定期的(3~5年)に見直しを行うことができるよう、開催時期の工夫を行うことが適当。
- 省内の統計ガバナンス機能の強化を図ることが重要。

- 報告書の提言を踏まえ、別会議として、有識者で構成する「厚生労働統計の整備に関する検討会」(座長; 廣松毅(情報セキュリティ大学院大学教授)、学識経験者15名)において上記報告書の論点等に基づき一般統計調査に関する検討を行う。(12月14日に第1回目を開催予定)
- 別会議における検討に先立ち、個別統計調査については、適宜、上記論点等を踏まえた対応を実施。